

|                          |                                                                                        |                                                                                              |
|--------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------|
| 会 議 の 名 称                | 議 会 運 営 委 員 会<br>協 議 会                                                                 | 開 催 月 日 ・ 令 和 6 年 8 月 30 日<br>開 会 時 間 ・ 午 前 ・ 午 後 09 時 58 分<br>閉 会 時 間 ・ 午 前 ・ 午 後 10 時 46 分 |
| 出 席 者                    | 藤川 貴雄 豊島 保夫 安井 智子 栗津 明<br>南谷 清司 後藤 徹                                                   |                                                                                              |
| 欠 席 者                    |                                                                                        |                                                                                              |
| オブザーバー                   | 議長 野口 佳宏 副議長 原 一郎                                                                      |                                                                                              |
| 傍 聴 者                    |                                                                                        |                                                                                              |
| 説 明 の た め に<br>出 席 し た 者 | 藤井議会事務局長 浅井議会総務課長 堀議会総務課課長補佐<br>森議会総務課主任                                               |                                                                                              |
| 協 議 事 項                  | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 9 月 定 例 会 に つ い て</li> <li>・ そ の 他</li> </ul> |                                                                                              |

【開会＝午前 09 時 58 分】

藤川委員長

ただいまから議会運営委員会を開会いたします。本日の委員会に傍聴の申し出があります。委員長においてこれを許可したいと思います。よろしくお願いいたします。

本日の審議事項はお手元に配付した通りであります。まず 9 月定例会についての協議を行います。最初に事務局より連絡があります。

議会事務局長

追加議案書については執行部の説明終了後、回収をさせていただきますので、メモ等は別紙にてお願いします。

藤川委員長

市長提出案件について、執行部から説明願います。

副市長

それでは令和 6 年 9 月 3 日開会の第 4 回羽島市議会定例会において、審議をお願いする付議案件について説明させていただきます。

付議する案件の内訳は、財政の健全化に関する報告 2 件、放棄した債権の報告 1 件、人事案件 1 件、条例の一部改正 6 件、令和 6 年度補正予算 4 件、市道路線の認定等 2 件、令和 5 年度決算の認定 10 件の以上 26 件となります。それでは順次説明させていただきます。

議案書の 4 ページをお願いします。「報第 8 号令和 5 年度羽島市健全化判断比率の報告について」です。

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第 3 条第 1 項の規定により、令和 5 年度羽島市健全化判断比率を監査委員の意見を付して報告するものです。

令和 5 年度決算に基づく健全化判断比率は、実質赤字比率及び連結実質赤字比率については赤字額がありませんでした。

また、実質公債費比率は 7.0%、将来負担比率は将来負担額から充当可能財源等を差し引いた数値がマイナスとなり、いずれも早期健全化基準を下回りました。

次に 5 ページをお願いいたします。「報第 9 号令和 5 年度羽島市資金不足比率の報告について」です。

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第 22 条第 1 項の規定により、令和 5 年度羽島市資金不足比率を監査委員の意見を付けて報告するものです。

令和 5 年度決算に基づく公営企業の資金不足比率は、いずれも資金不足はありませんでした。

次に 6 ページをお願いします。「報第 10 号放棄した債権

の報告について」です。

羽島市債権管理条例第9条第1項の規定により、放棄した市の債権について、同条第2項の規定により報告するものです。

放棄した債権の件数及び金額は、市民病院個人医療費負担金が12件、62万5,850円、水道料金が72件、45万910円、水道開栓手数料が14件、2,800円、放課後児童教室実費負担額が7件、15万4,800円、合わせて105件、123万4,360円です。

次に7ページをお願いします。「議第49号羽島市教育委員会委員の任命について」です。

現委員の「個人名」さんの任期が、令和6年10月6日に満了となることから、新たに「個人名」さんを委員に任命したいので、議会の同意を求めるものです。

次に8ページをお願いします。「議第50号羽島市非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について」です。

条例の規定内容の点検を行う評価法務により改正を要することが明らかとなったため、条例の一部を改正するものです。

改正内容は、条例中の法の引用条項のずれを改めるものです。この条例は公布の日から施行するものです。

次に10ページをお願いします。「議第51号羽島市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例について」です。

地方自治法第138条の4第3項に基づく附属機関を設置するため、条例の一部を改正するものです。

改正内容としては、昨今の大雨及び地震等による災害の発生状況等を勘案し、災害発生後、災害弔慰金及び災害障害見舞金の支給に関する事項を調査審議するため、「羽島市災害弔慰金等支給審査委員会」を新たに設置するものです。この条例は公布の日から施行するものです。

次に12ページをお願いします。「議第52号羽島市福祉医療費助成に関する条例の一部を改正する条例について」です。

児童扶養手当法施行令及び特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行令の一部を改正する政令の公布に伴い、条例の一部を改正するものです。

改正内容としては、政令の公布に伴い、当該条例中の引用法令に項ずれが生じたため、条例中の引用箇所を改めるものです。この条例は令和6年11月1日から施行するもの

です。

次に 15 ページをお願いします。「議第 53 号羽島市子ども・子育て会議条例の一部を改正する条例について」です。

こども基本法に規定するこども施策の推進を図るため、条例の一部を改正するものです。

改正内容としては、子ども施策を一体的に整備する「こども計画」を令和 6 年度中に作成するにあたり、同計画について調査審議を行う「子ども・子育て会議」の所掌事務に必要な事項を追加するものです。この条例は公布の日から施行し、所要の経過規定を設けるものです。

次に 18 ページをお願いします。「議第 54 号羽島市国民健康保険条例の一部を改正する条例について」です。

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律の公布に伴い、条例の一部を改正するものです。

改正内容としては、マイナンバーカードと健康保険証が一体化され、従来の健康保険証が令和 6 年 12 月 2 日に廃止されることになったことに伴い、被保険者証の返還命令に応じない場合の罰則規定が法において削除されたため、条例中の同様の罰則規定を削除するものです。この条例は令和 6 年 12 月 2 日から施行し、所要の経過規定を設けるものです。

次に 20 ページをお願いします。「議第 55 号羽島市地域包括支援センターの包括的支援事業の実施に係る基準を定める条例及び羽島市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例について」です。

「介護保険法施行規則及び指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準の一部を改正する省令」の公布に伴い、条例の一部を改正するものです。

改正内容としては、地域包括支援センターの職員の配置基準について、現在、1 つのセンターにおいて保健師・社会福祉士・主任介護支援専門員の 3 職種の配置が必要となりますが、地域包括支援センター運営協議会が認めた場合は、複数のセンターにおいて職員を融通することで、個々のセンターに必ずしも 3 職種を配置しなくてもよいこととするものです。

その他、法律の公布に伴い条例中の法の引用箇所を改めるものです。この条例は公布の日から施行するものです。

次に 26 ページをお願いします。「議第 56 号令和 6 年度羽島市一般会計補正予算（第 5 号）」についてです。

歳入歳出予算に「1 億 2,029 万 6,000 円」を追加し、総額を「257 億 4,309 万 4,000 円」とするものです。

補正内容は、「住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金」及び「定額減税補足給付金支給事業」です。財源は国庫補助金を充てるものです。

次に 31 ページをお願いします。「議第 57 号令和 6 年度羽島市国民健康保険特別会計補正予算（第 2 号）」についてです。

歳入歳出予算に「4,606 万 5,000 円」を追加し、総額を「67 億 9,680 万 8,000 円」とするものです。補正内容は償還金です。財源は繰越金を充てるものです。

次に 36 ページをお願いします。「議第 58 号令和 6 年度羽島市介護保険特別会計補正予算（第 1 号）」についてです。

歳入歳出予算に「6,959 万 8,000 円」を追加し、総額を「63 億 3,997 万 7,000 円」とするものです。

補正内容は介護保険給付準備基金積立金及び返還金です。財源は繰越金を充てるものです。

次に 41 ページをお願いします。「議第 59 号令和 6 年度羽島市水道事業会計補正予算（第 2 号）」についてです。

資本的支出に「4,000 万円」を追加するものです。補正内容は、配水管布設工事の件数が当初見込みよりも増えたことに伴い、工事請負費を増額するものです。

次に 49 ページをお願いします。「議第 60 号市道路線の変更について」です。

道路法の規定により、50 ページの通り小荒井 1 丁目 5 号線を変更したいので、議会の議決を求めるものです。

次に 53 ページをお願いします。「議第 61 号市道路線の認定について」です。

道路法の規定により、54 ページの通り須賀 50 号線ほか 1 路線を認定したいので、議会の議決を求めるものです。

次に 57 ページをお願いします。ここからは令和 5 年度の決算関係です。

当該ページの「認第 1 号」から 61 ページの「認第 10 号」までの 10 件については、「令和 5 年度羽島市一般会計及び特別会計」の歳入歳出決算並びに「公営企業会計」の決算について、監査委員の意見を付して、認定をお願いするものです。別冊にて決算書を調製しておりますので、後ほどお目通しを願います。

以上、今定例会においてご審議をお願いする付議議案に

|        |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                               |
|--------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
|        | <p>ついて、その概略を説明しました。</p> <p>なお、「議第 56 号」については、議会初日での議決をお願いしたいと思います。初日に議決をいただきましたなら、引き続き追加案件として、補正予算に係る議案を提出させていただきますので、よろしくお願いします。</p>                                                                                                                                                                                                                                                         |
| 藤川委員長  | <p>ありがとうございます。ただいまの初日議決及び追加案件について、何かございますか。</p> <p>(質問なし)</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                 |
| 藤川委員長  | <p>それでは引き続き追加案件について、副市長、説明願います。</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                           |
| 副市長    | <p>それでは議会初日に追加で提出させていただきます議案について、その概略を説明させていただきます。お手元に議案書をお配りしておりますので、そちらをご覧ください。</p> <p>追加議案書の 3 ページをお願いします。「議第 62 令和 6 年度 羽島市一般会計補正予算（第 6 号）」についてです。</p> <p>歳入歳出予算に「13 億 2,861 万 7,000 円」を追加し、総額を「270 億 7,171 万 1,000 円」とするものです。</p> <p>補正内容は、財政調整基金積立金、国・県返還金及び道路新設改良事業等です。財源は繰越金及び市債等を充てるものです。併せて、繰越明許費、債務負担行為及び地方債の補正をお願いするものです。</p> <p>以上、追加提出をお願いしたい議案について、その概略を説明しました。よろしくお願いします。</p> |
| 藤川委員長  | <p>ありがとうございました。市長提出案件全体について何かございますか。</p> <p>(質問なし)</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                        |
| 藤川委員長  | <p>それでは執行部は退出いただいて結構です。</p> <p>(執行部退席)</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                    |
| 藤川委員長  | <p>次に請願について、局長、説明をお願いします。</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                 |
| 議会事務局長 | <p>昨日までに受理した請願は 0 件でございます。</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                |

|        |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                             |
|--------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 藤川委員長  | 次に陳情・要望について、局長、説明をお願いします。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                   |
| 議会事務局長 | 昨日までに受理した陳情・要望は1件でございます。陳情第7号「母（王乖彦）が中国で不法に逮捕されている件に関する陳情」でございます。陳情の扱いについては従来どおり、本会議場に写しを配布、タブレットに格納することをお願いしたいと思っております。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                    |
| 藤川委員長  | 次に議案の付託先について、局長、説明をお願いします。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                  |
| 議会事務局長 | <p>先ほど、副市長から説明がありました通り、当初に付議されます案件は、財政の健全化に関する報告2件、放棄した債権の報告1件、人事案件1件、条例の一部改正等6件、令和6年度補正予算4件、市道路線の認定等2件、令和5年度決算の認定10件の計26件となりますが、こちらも先ほど副市長から説明がありました通り、補正予算に関する1件については、9月3日の開会日に採決までお願いすることになります。</p> <p>その後、補正予算関係議案の議第62号が追加提案されますので、追加議案提出後の議案数は27件となります。</p> <p>また、付議される案件のうち、報第8号から報第10号、議第49号、議第56号の5件は、委員会付託を省略しますので、議案の付託については、総務委員会は追加議案1件と合わせて2件、民生文教委員会7件、産業建設委員会3件、予算決算特別委員会10件、計22件になります。</p> <p>なお、認第1号から認第10号までの10件は、会議規則第36条により、議決で予算決算特別委員会へ付託することになりますので、よろしくお願いします。</p> |
| 藤川委員長  | 局長から説明のあった通り付託してよろしいですか。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                    |
|        | （異議なし）                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                      |
| 藤川委員長  | 次に会期日程について、局長から説明をお願いします。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                   |
| 議会事務局長 | <p>会期は9月3日から9月27日までの25日間でございます。</p> <p>日程については、初日3日は議長から諸般の報告を願い、市長提出案件の説明後、議第56号について質疑を行い、委員会付託を省略し、討論、採決まで進めていただきます。</p> <p>その後補正予算関係議案が提出された場合は、日程に追</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                 |

加し、議案の説明を願い、初日は散会となります。

4日から10日までは休会し、4日の午前10時から議案の詳細説明を行います。11日から13日までの3日間是一般質問。14日から16日は休会とし、17日は一般質問。これは、一般質問の日数について全員協議会です承され、今定例会から4日間となったことによるものです。18日は休会とし、19日は、議案質疑・委員会付託。委員会付託省略の4件のうち、議第49号は、討論・採決までお願いします。本会議終了後、議員間討議をお願いしたいと思います。20日に予算決算特別委員会、総務委員会。21日から23日までは休会とし、24日に予算決算特別委員会、民生文教委員会。25日に予算決算特別委員会、産業建設委員会。26日は休会とし最終日27日は、委員長報告、質疑、討論、採決と進めていただきます。

また、最終日には例年開催されている中濃十市議員研修会及び市町村議会議員セミナーの参加に伴う議員派遣についても採決まで進めていただきます。なお、中濃十市議員研修会は11月12日に関市で、市町村議会議員セミナーは11月21日に県民ふれあい会館で開催予定です。

代表質問につきましては、9月定例会は自民清和会、自民クラブ、公明党、元気・羽島クラブ、日本維新の会、日本共産党羽島市議団、正統派クラブの順になりますのでよろしくお願いします。

なお、一般質問要旨通告書につきましては、初日の午後2時までに提出いただくこととなっていますが、6月定例会に引き続き、紙での提出に合わせ、極力メール等によるデータでも提出いただくようお願いしたいと思います。

議員間討議につきましては、9月19日の議案質疑終了後に議員間討議を行っていただきますが、テーマの決定を9月4日の議案詳細説明後に行っていただきますので、よろしくお願いします。

議案質疑や委員会での質疑の連絡期限については、連絡期限をそれぞれ質疑等が行われる2日前とし、19日の議案質疑は2日前の17日火曜日まで、20日の予算決算総務分と総務委員会は18日水曜日まで、24日の予算決算民文分と民生文教委員会は19日木曜日まで、25日の予算決算産建分と産業建設委員会は20日金曜日までとなりますので、よろしくお願いします。

その他、広報広聴委員会を9月4日の全日程終了後に開催しますので、よろしくお願いします。

また、議会改革特別委員会を同じく9月4日の広報広聴

|        |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                   |
|--------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
|        | 委員会終了後に開催しますので、よろしくお願いします。                                                                                                                                                                                                                                                                                                        |
| 藤川委員長  | <p>局長から説明のあった通り進めてよろしいですか。</p> <p>(異議なし)</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                      |
| 藤川委員長  | <p>ご異議なしと認めます。ではそのように取り計らうことといたします。9月定例会に関して、その他に何かありますか。</p>                                                                                                                                                                                                                                                                     |
| 栗津委員   | <p>基本的なことをお聞きするんですが、定例会ごとに追加議案が出てきて、今回は初日議決をしてから出てくるんだけど、これはどうしても追加議案で出さないといけないのか、疑問に思うんだけど。たった1日で議決せなあかんと、そのの見解はどんなもんか、事務局が分かれば教えてほしい。規則上、初日議決した後でないと出せない議案なのか、そこが分からんので。</p>                                                                                                                                                    |
| 藤川委員長  | <p>一つの議案にまとめてしまうと、すべてを1日で議決しないといけなくなってしまうって、本来なら委員会に付託したほうがいい議案まで初日に議決することになってしまうので。</p>                                                                                                                                                                                                                                          |
| 南谷清司委員 | <p>今のお話は、初日議決の補正と追加議案を一括でまとめて委員会付託して、慎重審議して最終日に議決すればという質問だろうと思うんですけど、私は執行部じゃないのでよく分かりませんが、議案の内容を見ると、初日議決の補正は住民税非課税の方々への特別交付金の補正予算なんです。おそらくは早くやりたいと。</p> <p>ですから、初日議決してすぐ事務処理を始めて、住民税非課税の方の補助金を少しでも早く出したいということではないかなと。それ以外の部分については急ぐわけではないので、慎重審議して月末と。一か月の差が出ますのでその差を重視したんではないかなと思って聞いてましたけど、執行部ではないからその理由は分かりませんが、私の意見は以上です。</p> |
| 藤川委員長  | <p>よろしいですか。</p> <p>(意見なし)</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                     |

|        |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                             |
|--------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 藤川委員長  | <p>以上で9月定例会についての協議を終了します。<br/>続いて、その他に何かありますか。</p>                                                                                                                                                                                                                                                                          |
| 豊島委員   | <p>日程について、本日の議会運営委員会で決定して公表されるわけです。今回、委員会に諮られたものは事務局案だと思いますが、この事務局案、本定例会の相当前に市の管理職クラスはご存知なんです。議会の議員としては、公式には議会運営委員会で決定するまでは日程は確定じゃないもんですから。市と議会は二元代表制と言われますが、事務局は議長に辞令を下されているわけです。案とはいえ、執行部に提示するなら議長の許可を得ないといけないのではないかと。そして、過去には「知りたかったら自分で聞けばいい」と言った議員もいますが、それは違うだろうと。執行部には案を出して、議員には案すら出てきていないのはいかがなものかなと懸念しておるところです。</p> |
| 藤川委員長  | <p>豊島議員からご意見がございましたけれども、日程の取り扱いについては先ほど決定したところでありまして、これが正式なものであります。豊島議員のご意見は、案の段階の情報の取り扱いについてどうあるべきかというご意見だということですのでよろしいですか。</p>                                                                                                                                                                                            |
| 豊島委員   | <p>以前、市の管理職とスケジュール調整していたら、「その日は一般質問じゃないですか」と言われたんです。「何で分かるんや」と聞いたら口を濁されたけど。<br/>案が出ているのはルールがあればいいですが、議会事務局が議長の指示を仰いでいるのかということです。</p>                                                                                                                                                                                        |
| 南谷清司委員 | <p>私が県庁にいた頃の県議会は、議会日程は年間スケジュールが年度初めに出るんです。もちろん変更する場合もあるんですけど、一般質問とか開会日、閉会日は部長は全部拘束されますので、そうしないと県の行事が組めないと。<br/>そこまではなかなか大変でしょうから、おそらく日程については議長が案として承認をする時点があるんじゃないかなと。議長の承認がないと案が決まらないので、議長と事務局で合意をされると思うんです。そのときに、議長案という形で議員に連絡してもらえると、議員も助かるし執行部と議員も同じ理解で市の行事に取り組めるので、いいんじゃないかなと思います。</p>                                 |
| 豊島委員   | <p>南谷清司委員が整然と整理して方法論を言っていたい</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                             |

|        |                                                                                                                                                                      |
|--------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
|        | <p>たので、その方法に賛成です。</p> <p>（「定例会最後の議会運営委員会で初日を決定して、その後の日程についても案は作成しますが、変更になることはあります」と呼ぶものあり）</p>                                                                       |
| 豊島委員   | <p>議長が日程案に了解を出して、議員に日程案を提示して、それと同日に日程案を渡すということが、まさに議会と執行部の二元代表制であると。事務局は議長から辞令を下されているんですから、なおさらそうではないかなと。</p>                                                        |
| 議会総務課長 | <p>一つ不安なことが、今回も一般質問の日程の関係で日程案が変わっていきまして、私が執行部から聞かれたときに伝えた案からも変わっているんです。</p> <p>そうすると、皆さんにお伝えしたときにどれが最終案か分からなくなって、間違っって認識される場合があるので、あまり早く出しすぎるのはどうなのかなという懸念があります。</p> |
| 藤川委員長  | <p>豊島委員から意見のあった件につきましては、議長において可能な限り対応するという形でお願いしたいと思います。議長よろしくお願いいたします。</p> <p>他にご意見等ございますか。</p>                                                                     |
| 豊島委員   | <p>議会運営委員会の視察及び研究課題を7月31日の締め切りに提出しましたが、その状況はどのようなになっているかお聞かせください。</p>                                                                                                |
| 議会総務課長 | <p>現状、豊島委員の提案のみとなっております。</p>                                                                                                                                         |
| 藤川委員長  | <p>事務局と調整しておきますので、先方とも折り合いつけて決定次第ご連絡させていただきますのでよろしくお願いいたします</p> <p>他にご意見等ございますか。</p> <p>（意見なし）</p>                                                                   |
| 藤川委員長  | <p>議長さん何かございますか。</p> <p>（意見なし）</p>                                                                                                                                   |

|       |                                                                                                 |
|-------|-------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 藤川委員長 | 副議長よろしいですか。                                                                                     |
|       | (意見なし)                                                                                          |
| 藤川委員長 | <p>それではこれをもちまして議会運営委員会を閉会いたします。ご苦労様でした。</p> <p style="text-align: right;">【閉会＝午前 10 時 46 分】</p> |